

おるわけでは、だから区画整理法一本でどうしてもそういうふうな市街地の再開発ができないところから、先年いわゆる市街地改造法という法律ができたのは、御承知の通りでございますけれども、しかしながら、区画整理法は減歩によって公共用地を生み出していくという考え方に立っており、それから市街地改造法は土地の立体的な交換によりまして公共用地を生み出していくという考え方に立っております。この二つの考え方の開きの中に、経費の面で非常に大きな開きがあるわけでありまして、だから区画整理に投入される経費とそれから市街地改造に投入される経費との間にあまりにも大きな開きがあるために、市街地改造法という法律はできませんでしたけれども、現実の面においては、ほとんど実施されておらない。現在市街地改造が実施されておる部分というのは、ごくわずかな箇所しか行なわれておりません。こういうふうなことは、市街地改造法という法律は、せっかく生まれはしたものの、いわばよたよたしている赤ん坊のような形の存在で、ほんとうに一本立ちをした法律というところまでいっておりません。だから私はもと市街地改造法というものを——すでに市街地として形成されたところへは土地区画整理法を持ち込まないで、むしろできるだけ多く市街地改造法を持ち込んでいく、それによって住民との摩擦を避けるようにすべきであると思っておりますが、大臣のお考えを承りたいと思ひます。

○河野国務大臣 御趣旨もつともと考へますので、よく勉強いたしましたして御趣旨に沿うように努力いたします。

○岡本(隆)委員 えらくあつさり御趣旨もつともと言われるので拍子抜けのような格好でございますが、しかし、それには相当な予算が伴いますので、御趣旨もつともとおっしゃっていただきますけれども、さてとなるとなかなかそう大きな期待は持てないよう思ひます。

そこで、区画整理をやりますについて非常に大きな開きがあるわけでありまして、非常に大きな開きがあるから、むしろその中に、ある段階的な方法というものがやはり考えられなければならぬではないか、そこでそういうふうな段階的な考え方をもち込むとするならば、区画整理法と市街地改造法とのコンビネーションという形で都市改造をやっていくというふうなことを考えなければならぬと思ひます。そこで、基本的には大臣はそういうふうな、できるだけ今後市街地改造法を持ち込みたいというところでありまして、今度はそういうコンビネーションというふうなことになること、国としても財政的な負担も軽いこと、ごさいますし、そういうふうなことを今後どう取り入れていただくような用意があるのかないのか。

○河野国務大臣 実は私は、御趣旨のようになことを考へまして、たとえば東京で申しますれば神田一帯のようなどころを一つ思い切つて市街地の改造を行ない、都市計画の再編をしていくというふうなことも相当の熱意を持って勉強をしてみました。また、あるときは三田の商店街の代表者とも懇談をしてみました。ところがさして実行しようという熱意をこちらが持ちますと、こちらにおられる諸君がついてきません。だんだんあれこれ市街地に

ついてやってみますと、おそらく大阪についても、まだ提起をいたしておりませんが、東京、大阪いずれも現状の市街地を思い切つて改造していくとか、それから今お話しのようにコンビネーションによって効果をあげていくとかというふうなことを、いずれもこれは地元民諸君の熱意が第一前提として私は必要だと思ひます。これなくして、ただ上から押しまくるというわけにはなかなかいきません。ところが、地元の諸君がそれだけの熱意をお持ちなのかというところ、一部には確かに熱意があります。しかし、全体の人々、農村の農地その他の雑地を行ないますようなわけにはいきかねるのが現在の事情であるように私は考へます。たとえて申しますれば、数ヶ月間の営業の停止といひますか、変更といひますか、そういうものに対する保障が今の中小企業にはなかなか得にくい。これをどういうふうにしていくかという問題から申す入つていかなければならぬというふうなことで、実際の要求は毎日切々に迫られておりますけれども、さ

で、このが実情かと思ひます。これはおそれる欧米の都市においても諸般の事情から勘案して、ニュー・タウンの形式をとつておられるのがそれではなからうかと思ひます。むしろ私もそういうふうな意味合いにおきまして、非常に地価の高まりつつあるところ、現に市内において三十万、五十万、百万というふうなところを、今言うよりなことでもって従来の法律形式でこれを実行するといふことは、そこに非常に困難性があり、しかも権利関係が非常に複雑になつてお

るといふところでありまして、よほど住民諸君の団結した理解ある御協力がないければいかぬのじゃなからうかというので、まずわれわれとしてはそういうふうな要望、熱望の起こるのを、いつでもいっしょにという態度でお待ちしておることがせいぜいじゃないかろうかと。まあお答えが進み過ぎるかも知れませんが、東京の場合におきましては、一応旧市内は今月の月末ぐらいに従来の都市計画で一応線を引きましたのを、もう一ぺん引き直すつもりでございます。それに基づいて今お話しのような雰囲気が出てくるというところを待つて、さらにやる場合にはやるというところになつて、市街地の改造は進むべきだといふふうな考へておられますので、いろいろ御意見もおありと考へられますが、一つ十分御意見を伺うことにいたしまして、それぞれ具体的に各地域ごとと現地と相談をしてやつていくといふことではなからうかと思ひます。

○岡本(隆)委員 地元の盛り上がりはどうも少ない、協力態勢が弱いといふところには、やはり経済的な理由が一番大きなものではないかと思ひます。元来都市計画といふものは先行投資としてやらなければならない。ところが国なり公共団体が先行投資を怠つてきたから、非常に困難な状態にあるはまた非常に狭い道路といふふうな形でもって、都市の再開発をやらなければならない、こういうことが起こつてくるわけですから、そういうふうな再開発をやらなければならないといふふうなこ

とになつたことについては、その都市なり、あるいはまた府県なり、あるいは国なりの先行投資を怠つた責任があるといふふうなことであります。ならば、都市の再開発といふものに対しては相当な財政的な負担といふものを考へていかなければならない。ところが区画整理という形でいくとしますと、公共用地を生み出すのには、まあ御願にお詰めを願ひますといふような平面的な交換分合によって土地を譲り合せて出していくといふことになつてきますから、勢い住民の、そんなことじゃとても間尺に合わないといふような反発が起こつてくるわけでありまして、従つて、住民の方が喜んで受け入れるような形といふものをいろいろ構想として打ち出していただく必要はないし、ある程度のは住民として、ある程度のことば住民として、これはやはり過去において自分たちが怠つたところの先行投資といふものが、今にしてそれが大きな障害になつていって、都市の発展なりあるいは産業の発展なり、そういうものに非常に大きな障害になつておるといふような場合には、やはりそういう点については国なりあるいはまた地方団体なりの協力態勢といふものを非常に大きくして、それで都市改造をやつていくといふふうな態度をとつていただくかなければならない。私も現実に数年前に、国の予算が通りまして、私の地元で都市改造問題が起こつておる、その問題に達着して、困難性もわかりました。しかしながら、地元の住民の言ふところの言ひ分といふものもある程度理解もできるのをごさいます。そういう点、立体交換をやるとかあるいはそれにつ

とになつたことについては、その都市なり、あるいはまた府県なり、あるいは国なりの先行投資を怠つた責任があるといふふうなことであります。ならば、都市の再開発といふものに対しては相当な財政的な負担といふものを考へていかなければならない。ところが区画整理という形でいくとしますと、公共用地を生み出すのには、まあ御願にお詰めを願ひますといふような平面的な交換分合によって土地を譲り合せて出していくといふことになつてきますから、勢い住民の、そんなことじゃとても間尺に合わないといふような反発が起こつてくるわけでありまして、従つて、住民の方が喜んで受け入れるような形といふものをいろいろ構想として打ち出していただく必要はないし、ある程度のは住民として、ある程度のことば住民として、これはやはり過去において自分たちが怠つたところの先行投資といふものが、今にしてそれが大きな障害になつていって、都市の発展なりあるいは産業の発展なり、そういうものに非常に大きな障害になつておるといふような場合には、やはりそういう点については国なりあるいはまた地方団体なりの協力態勢といふものを非常に大きくして、それで都市改造をやつていくといふふうな態度をとつていただくかなければならない。私も現実に数年前に、国の予算が通りまして、私の地元で都市改造問題が起こつておる、その問題に達着して、困難性もわかりました。しかしながら、地元の住民の言ふところの言ひ分といふものもある程度理解もできるのをごさいます。そういう点、立体交換をやるとかあるいはそれにつ

とになつたことについては、その都市なり、あるいはまた府県なり、あるいは国なりの先行投資を怠つた責任があるといふふうなことであります。ならば、都市の再開発といふものに対しては相当な財政的な負担といふものを考へていかなければならない。ところが区画整理という形でいくとしますと、公共用地を生み出すのには、まあ御願にお詰めを願ひますといふような平面的な交換分合によって土地を譲り合せて出していくといふことになつてきますから、勢い住民の、そんなことじゃとても間尺に合わないといふような反発が起こつてくるわけでありまして、従つて、住民の方が喜んで受け入れるような形といふものをいろいろ構想として打ち出していただく必要はないし、ある程度のは住民として、ある程度のことば住民として、これはやはり過去において自分たちが怠つたところの先行投資といふものが、今にしてそれが大きな障害になつていって、都市の発展なりあるいは産業の発展なり、そういうものに非常に大きな障害になつておるといふような場合には、やはりそういう点については国なりあるいはまた地方団体なりの協力態勢といふものを非常に大きくして、それで都市改造をやつていくといふふうな態度をとつていただくかなければならない。私も現実に数年前に、国の予算が通りまして、私の地元で都市改造問題が起こつておる、その問題に達着して、困難性もわかりました。しかしながら、地元の住民の言ふところの言ひ分といふものもある程度理解もできるのをごさいます。そういう点、立体交換をやるとかあるいはそれにつ

○福永委員長 起立総員。よつて本案

会においても若干の質問がなされておりますが、本日は大臣も御出席でござ

別途金利の關係が出て参りますという
ようなことで、やむを得ず年利率につ

ましたように、せがれに嫁をもらうんだから一間増築して住まわせようじゃ

場合もございますので、そういう場合の壁の補強工事とか、あるいは屋根に

だ。道がよくできる、住宅がよくできる、これは当然与党も野党も何ら利害の対立のない共通の広場、自然を敵とし、あるいは事がどんどん増加するといふ社会的な弊害を敵とする意味においては、政治的立場というものはアウフヘーベンされて、共通の敵に向かつて戦いをいどんでおるのだという意味において、建設委員会は与党、野党共同の広場というふうに私は思う。そういう時の要求に対して、今までのように大蔵省は、金がないからというので、財布のひもを締めるだけが能ではない。そういう共同の広場、新しい経済の基盤をつくらせていくというふうな問題に対しては、いかにして金をつくり出していか、これがなにと、これからの大蔵省というものは伸びていかないというふうに私は考えるのであります。

そこで一、二の点を伺いますが、まず税制第一課長の志場君にお伺いいたします。

大蔵省には非常に古い伝統がありまして、税の負担の公平論という厳として犯すことのできないものがあることは、私はよく承知しておるのであります。そういう見地から、ことしの予算の中に貯金、預金の利子あるいは配当の分離課税たとえば源泉課税の率の変更というふうなことを取り上げて、負担公平の原則に反するといふふうな議論が非常に戦わされておるのでありますが、これは非常に古い。そういうことでは金づくりはできないと私は思う。日本の経済をきょうよりははるかにましにしようとするには、税の面においてタイムリングが必要だ。

タイムリングを考慮しつつ、一般の大衆の減税を行なうか、あるいは税金を納める能力のない連中に購買力をつけていくか、そして必要なときにさらに所得税の減税をやリ、蓄積を促進するような手を打つかといういろいろなことをやっていくことが、新しい経済の理念と税制の理念とがマッチして進むゆえんだ、こう私は思うのでございします。今までは負担の公平論というものは、所得の発生源に着目をしてきたもので、これは勤労所得だということでは、勤労所得というものを非常に優遇する、私はこれも必要だと思ふ。しかし同時に、どこから所得が出てきたにいたしましても、その所得をどう使うか、浪費をするものには私は重税を課していいと思ふ。ところがより大きな経済を形づくっていく、あすへの経済の基盤をより大きくしていくという方面にその所得を振り向けていくという場合には、税制上優遇していくことは当然必要であると思ふ。そういう理念に立脚いたしまして、郵便貯金、少額預金というものは免税にしておる。だから浪費をするものには重税を課するけれども、蓄積をするものにはその蓄積を奨励するがごとく、これに魅力があるがごとく税制というものはつくっていくのが当然であると思ふ。ところが、負担の公平論だけを言ふ人は、郵便貯金の免税は困るのだ、おおよそ所得のあるところにはみなかけるのが当然だから、少額預金の免税も困るのだ、おおよそ利子所得というものは資産的な所得だからそういうものには何もかも一律に税金をかけるべきだといふふうなことを言っておるが、いかに野党の方々といえども、そ

ういふ議論はおかしな議論だと思われると思うのでございしますが、今日そういう議論を、国会に何々大学教授、税制調査会委員というふうな方々たちがやつてきて堂々とやつておる。今大蔵省主税局の中心におられる税制一課長は、そういう議論は、とても新しい経済の理念、さつき申し上げたような国づくり、人づくり、金づくりの一石三鳥をねらうような今回の施策においては、もはやカビがはえて文庫の中にしまつてしまふべきものと考えておられるのであるか、その点について所見を伺いたいと思ひます。

○志場説明員 なかなかむずかしい問題でございしますが、所得税につきましても、公平という考え方を、何を中心に考えていくかということが根本的だと思ふのでございします。所得税の体系が公平でなければならぬということでは、アダム・スミス以来の租税の原則の根本でございまして、この根本をはずしますと、納税上の観念がゆるみ、結局公平適正な税務行政が成り立たないといふことは、申すまでもないこととてございしますが、その何をもつて公平なものとするかという点につきましても、おっしゃいますように、その当時の通念の変化がございすれば、それに応じて、その中身も変わっていくという性質の点があるかと思ひます。おっしゃいましたように、所得税は稼得する源泉においてとらえるといふことによる課税でございしますけれども、これに對しまして、いかに同じ稼得した所得でありましても、それを消費しない限りにおきましては、あまり課税しなくてもいいじゃないか

という議論もあるわけにございします。消費に充てる人には間接税の形で多く税を払ってもらふ。そういうことによつて、所得税に対する一種の補完税のような意味で、個別の消費税をその消費財の性質、消費の態様に依つて課税していくといふような税体系をもつて考えるべきだと考えられておると思ふのでございします。その場合に、今日の所得税におきましては、一般に国民の感覚からいたしまして、これは利子所得であらうと、配当所得であらうと、勤労所得であらうと、事業所得であらうとを問ひませず、ともかく今日の所得税は負担としてまだかなり重いという感覚がどうしてもぬぐい去ることができないものがあると思ひます。そういう状態を前提として考えました場合に、この所得がいかなる源泉からのどういふ種類の所得であるかということにつきましても、やはりかなりの神経を使わなければならぬといふ面が残つて参ると思ひます。そうしました場合に、社会通念等から考えますと、利子、配当なりあるいは不動産の貸付による所得は、今日におきましてもなお資産所得として把握されておるものであらうと思ふのであります。従いまして、これに對しましては現在でもい

ういふ議論はおかしな議論だと思われると思うのでございしますが、今日そういう議論を、国会に何々大学教授、税制調査会委員というふうな方々たちがやつてきて堂々とやつておる。今大蔵省主税局の中心におられる税制一課長は、そういう議論は、とても新しい経済の理念、さつき申し上げたような国づくり、人づくり、金づくりの一石三鳥をねらうような今回の施策においては、もはやカビがはえて文庫の中にしまつてしまふべきものと考えておられるのであるか、その点について所見を伺いたいと思ひます。

○志場説明員 なかなかむずかしい問題でございしますが、所得税につきましても、公平という考え方を、何を中心に考えていくかということが根本的だと思ふのでございします。所得税の体系が公平でなければならぬということでは、アダム・スミス以来の租税の原則の根本でございまして、この根本をはずしますと、納税上の観念がゆるみ、結局公平適正な税務行政が成り立たないといふことは、申すまでもないこととてございしますが、その何をもつて公平なものとするかという点につきましても、おっしゃいますように、その当時の通念の変化がございすれば、それに応じて、その中身も変わっていくという性質の点があるかと思ひます。おっしゃいましたように、所得税は稼得する源泉においてとらえるといふことによる課税でございしますけれども、これに對しまして、いかに同じ稼得した所得でありましても、それを消費しない限りにおきましては、あまり課税しなくてもいいじゃないか

という議論もあるわけにございします。消費に充てる人には間接税の形で多く税を払ってもらふ。そういうことによつて、所得税に対する一種の補完税のような意味で、個別の消費税をその消費財の性質、消費の態様に依つて課税していくといふような税体系をもつて考えるべきだと考えられておると思ふのでございします。その場合に、今日の所得税におきましては、一般に国民の感覚からいたしまして、これは利子所得であらうと、配当所得であらうと、勤労所得であらうと、事業所得であらうとを問ひませず、ともかく今日の所得税は負担としてまだかなり重いという感覚がどうしてもぬぐい去ることができないものがあると思ひます。そういう状態を前提として考えました場合に、この所得がいかなる源泉からのどういふ種類の所得であるかということにつきましても、やはりかなりの神経を使わなければならぬといふ面が残つて参ると思ひます。そうしました場合に、社会通念等から考えますと、利子、配当なりあるいは不動産の貸付による所得は、今日におきましてもなお資産所得として把握されておるものであらうと思ふのであります。従いまして、これに對しましては現在でもい

ういふ議論はおかしな議論だと思われると思うのでございしますが、今日そういう議論を、国会に何々大学教授、税制調査会委員というふうな方々たちがやつてきて堂々とやつておる。今大蔵省主税局の中心におられる税制一課長は、そういう議論は、とても新しい経済の理念、さつき申し上げたような国づくり、人づくり、金づくりの一石三鳥をねらうような今回の施策においては、もはやカビがはえて文庫の中にしまつてしまふべきものと考えておられるのであるか、その点について所見を伺いたいと思ひます。

場合に、先ほど申しましたように、課税最低限の制度がありますと同じように、やはり利子だからあらゆる利子は担税力があるというふうに見ることにつきましては問題があるわけでございます。郵便貯金につきましては元本が五十万円であるという限度もございすし、これを非課税といたします。また今回、国民貯蓄組合法にかえまして所得税法自体で少額貯蓄に対する非課税制度というものを新たに導入いたしました。元本五十万円までの利子についてはこれを非課税にするという措置を講じまして、その間、中小所得者を中心とするそういう利子所得につきましては、軽減、免除をはかつておることによって、バランスをとると申します。これによってバランスをくずすことはない、こういうふうにご考慮しておるわけでございます。

なお別に、今日における経済情勢からいたしまして、資本蓄積が必要であるということも否定できません。これは今おっしゃいましたような将来の国づくり、金づくりの点から申しまして、やはり大きく伸びるためには必要でございますので、特に租税特別措置法によりまして軽減を講じておりますが、利子につきましては分離課税とし、なお従来の一割の源泉課税の税率を五割に引き下げる、こういうことによりましておるわけでございます。今日租税特別措置法というものがいろいろと批判の向きもございしますが、それによる減収額、平年度約二千億円と言われている千億近く、その約半額に当たる千億近くの金額というものは、実は利子、配当に対する特別措置に基づいて減収でございます。さようなことを

考えて参りますと、この理論といえども、公平という考えからいたしまして、利子配当というものをすべて非課税にするのがかえって公平であるということにはなかなかいきにくいというところを考慮すると同時に、しかし、今日の状態における経済情勢というものを考えまして、今申しました程度の特別措置を講じていく。これでこの両面の考え方に對しましてまあ妥協な考慮を払っておる、こういうことが言えるのではないかと考えております。決して形式的な負担公平論というものが、しゃくし定木的に、千古不滅に、中身が空っぽであるというふうには考えませんが、今日の一般所得税がかなり負担が重いということが感ぜられてい

る現状におきましては、現行制度が一応限界的なぎりぎりのものとして維持されていく根拠があると思われる。さるのじやないか、こういうふうにご考慮しておる次第でございます。

○正示委員 今言ったいろいろのことについては、アダム・スミスの昔をカール・マルクスの昔に置きかえてもいいと思ふのです。われわれはアダム・スミスの昔、中共はカール・マルクスの昔、こういつておるわけですが、いづれでもそれを守つておると、これは教条主義ということになつてしまふ。そこで新しい理念はキャピタリズムである。これはピーブルズ・キャピタリズムに持つていくには、税制をどうするかというふうには、これはわかつておられると思ふのだが、ぜひ考えてほしい。

所得税を政策減税と対置して考えるのは間違ひで、所得税が重過ぎるからうんと安くしようというならば、消費の方をチェックする税制を考えていくべきだ、こういうふうに対置しなればならぬ。だから対置する相手、組み合わせを間違へると、経済の建設という面が見失われていく、今の御答弁のうちに私はちよつとそういうことを感じたのです。

そこでだんだん宅地債券の問題にほつていきますが、宅地債券をこれから購入していく場合に、自分の力だけではできない、たとえば学校を出たサラリーマンが、五年先に自分の家を建てたいと思ふ、幸いに理想のフィアンセもできた、一つフィアンセも一緒になつて毎月々々ためていつて、宅地債券を五年の後にりっぱに満額に持つていきたい、こう思つたとする。

その場合に、本人だけの力ではいけなから、親兄弟、またフィアンセの方の親兄弟も一緒になつて宅地債券の積み立てをやつたとする、その場合の税金は一体どうなりますか。その本人の所得だけではなくて、親兄弟からも援助を受けて宅地債券の積み立てをしたという場合の税関係はどうなるか、その点一つ志場君から御答弁いただきたい。

て、その贈与を受けた金銭を資金として購入して参りますと、その贈与に対して参ります。その贈与税は、今日の税法におきましては、だれからの贈与でもけつこうであります。あつちの贈与を含めまして、年間二十万円までの贈与は、その年の贈与税はかからな

いわけでございますので、それまでの金額の贈与を受けて、これを資金として宅地債券を購入して参りますと、そのときの実際の課税は、やはりその利子に対する課税が残るだけでございます。もしも二十万円をこえる贈与を受けたとなつて、そのこえる部分につきましては贈与税がかかる、そういうことにならうかと思ひます。

○正示委員 そういふことになる。この問題がある。さういふものは、国づくり、人づくり、金づくり、一石三鳥の名案なんだ、子供たちに貯蓄の意欲を植え付けるのに、これほど実物教育はないのです。だから、二十万円の限度をこえても、迎え水の意味でおれたちも力を貸してやろう——これを親兄弟からの借金形にしなければならぬというのでは、人づくりの逆行なんです。さういふことでは私は新しい日本を背負う人をつくつていくゆゑんではないと思ふから、さういふときには宅地債券の購入のために一家そろつて、あるいはフィアンセのうちに、両家そろつて、めでたく蓄積をしていく者には、特別に贈与税等の免税をするというところがやっぱり考えられるべきだと思ふんだが、若い志場課長はどう思ひますか。

けられてゐる税でございます。その負担の低い低いという問題は、相続税負担の低い低いという問題があらうかと思ひます。ことに二十万円の基礎控除というものは、その金額が現在の物価ベースにおいてはいかであるかという問題もあらうかと思ひます。これらにつきましては、別途また検討しておるわけでございますけれども、それにつきまして、率直に申して、この贈与にはいろんな場合があり得るわけでございます。極端な場合には、むだな金、遊ぶための金をやるという場合もございまして、それと、それぞ

れぞれの子供なりその他に對しまして、親なり兄弟が、最も必要と思ひ、さうしてやりたいということをするのであらうと思ふのであります。その意味におきまして、各人の希望なり要望というものは、それぞれさまざまあらうかと思ひますが、その際、この宅地債券の購入に充てるための贈与に限つて、何ものにも増しまして、これだけを特に二十万円の外ワケといたしまして贈与税を非課税にするという程度までの踏み切り方は困難である、さういふふうにご考慮を願ひたい。

○正示委員 若い志場課長もだんだん老いてきた。非常に私は残念に思ふ。あなたがこれから子供を育てて、大学を出て、子供が就職した。ほつといつたらボーリングに金を使つてしまふ。ところが、君も五年先に自分のうちを持つんだ、新家庭を持つんだから、一つ宅地債券を買わないか、そのかわり親もできるだけの援助をしよ、さういふことで、私は今回の宅地債券は、ま

さに春の雪の下から若い芽が出てくる
がとき感じの新しい経済の理念を
しよって、希望を持って生まれ出た宅
地債券なんです。やっぱりこれを育て
ていくには、そういうものこそ、今の一
石三鳥の構想が入っているのござい
ますから、これを育てていってやりた
いという親心を出すのが、私はこれか
らの新しい税制の芽ばえだ、こう思
います。われわれは与党でありますか
ら、一応案を出すことに最初から強く
促進をいたし、最終的には賛成をした
のですが、どうかきよりは野党の理事
の方、有力な方々もお聞き下さって
おります。われわれの政策減税という
は、そういうことこそ強調していき
うという趣旨であるのござい、ますか
ら、非常に頑固なる負担公平論が
われわれの前面に立ちだかっっており
まして、大蔵省の壁を破るのはなかな
かむずかしいのござい、ます。今後
は一つ野党の方々も、そういうよい問
題につきましては、人づくり、国づく
り、金づくり、一石三鳥の名案のため
には一つ御協力を願いたい、私は特に
この点を強調いたしたいと思ふんで
す。

そこで今度は住宅局長にお願いいた
しますが、今回の宅地債券が生まれ出
る前の宅地分譲制度というものは、百
害あって一利なきものだと思う。申す
ならば、宅地はできた、みんなほしい
のだ、だけれどこれをみんなに分ける方
法はないから、くじを引く。八十倍、
九十倍、百倍と、ちやうどこれは競
輪や競馬と同じなんです。当たれば運
がいんだ。まさに射幸心をそそりこ
そすれ、堅実なる夢、希望を持って
わがスイート・ホームをつくるという

ふうなよき影響を社会人に与えること
は何にもできなかった。実はこれは残
念なことをわれわれは今までやってき
たわけのござい、ます。今回これが貯
蓄をした方々に優先さす。まことにこ
の点は、今までのいわば射幸的心理だ
けをつちかうような効果のあったもの
が、今度は逆に、堅実な将来への生活
設計を築いていくという若い方々へ
の希望と夢、そして合理的な生活態度
を導く大きな刺激要因になったわけ
であります。まことに適切な措置だと
思うのござい、ます。これからわれ
われの住む家、これは世界的問題で
す。日本だけの問題ではない。戦後
における世界を通じての問題でありま
す。その住む家を夢に描き、希望に
持つておる若い人たちが、どういふ
うにしてそういうものを手に入れるか
というところで、彼女と彼が春の小川
のほとりて将来の夢をささやくわけ
です。そのときに、ほんとうに合理的な
正しいやり方を國がやってくれてお
るから、自分たちはそれに乗っかって
こうとうことであるならば、私はも
はや日本の将来は心配ないと思ふ。そ
ういふ若いカッパルが至るところにふ
えていくところ、もはや日本の将来は
心配ないと思ふ。そこで今年はずつと
十九億圓、こんなことでは若いカッ
パルは失望しますよ。住宅局長は将来
のいふ制度をどの程度に伸ばそうと
考へになつておられますか。大蔵省に
御遠慮は要りません。あなたのお考
え通りをお述べいだだきたいと思ふ
のであります。

○前田(光)政府委員 若い人たちに住
宅及び宅地を与えて、将来の夢を持
せるといふだいまの先生のお話は、

まことにごもっともでござい、まして、
われわれ及ばずながらその趣旨に沿
まして努力をいたしておるわけのござ
います。ところで本年の宅地債券の額
は、初年度でござい、ますので、住宅公
庫が十億圓、住宅金融公庫が九億圓と
いうことになりましたが、これはも
ちろん将来は、今年度の実績を見て、
大幅に拡充をしていきたい、こう考
えております。目下考へておりますの
は、全体として、国の住宅建設に關連
して、どの程度の宅地を供給していく
か、そのうち公的機関で造成すべきも
のはどの程度にするか、あるいはその
うちで債券によつて、貯蓄的な資金に
よつていくものを幾らにするかといふ
ことではいろいろ計算をしております。
債券の分につきましては、なるべく多
くの額を発行したいと思ひますけれ
ども、将来における宅地の供給の見通し
という点も考へ合わせなければなら
ませんので、具体的な数字につきま
しては、今全体の作業の一環としてい
ろ推定をいたしておりますので、こ
こでは具体的には申し上げられませ
んけれども、今後相当大幅にこれを伸
ばして、宅地については、早くから貯
蓄という方式によつて取得できてい
くという分を大幅にふやすことが、住
宅対策をいたしましては最も適切であ
り、特に宅地については、こういう制
度を伸ばすことは最も必要であると思
ひ、努力をしたいと考へており
ます。

○正示委員 この問題は、大蔵省の資
金課長あるいは特別金融課長が見えて
おりますが、非常におそれておるの
は、われわれはせつかくこういふい
家を大いに促進して、それで青少年に

貯蓄意欲を持たせるといふようなこと
をあわせてやつておる。ところが大蔵
省は、こういうことが出てくると、得
たり賢しとばかりにはかの資金を切つ
ちやう。これではいかぬのですよ。だ
から今住宅局長は非常にそういう点に
気を配つて話をしていく。これは大蔵
省はそうじゃないんで、どうか一つ、
こういうことによつて宅地を手に入れ
られるような階層というものがある。
この階層をだんだん広くしていくこと
が理想なんです。またそれはぜひ必要
なんです。ところが、そういう階層よ
りのものから、そういうところにはう
んとまた資金を入れて、こういうもの
が出てきたからその分だけは削つて、全
体の住宅建設資金のワケは守ろうとい
ふふうなことじゃなくて、上の方は貯
蓄の意欲を持ちながら自力でやつてい
くのだから、しからは負担力のないも
のにうんとさらに積極的に住宅資金を
つけようというように考へてあげない
と、住宅局長の今のような答弁にな
つてしまふ。この点は堀込課長どう思
ひますか。大いに将来今のようなところ
は――半分は自力でやつてもらうのだ
から、それじゃそれだけのものは負担
力のない方に資金を向けて、全体とし
て住宅資金のワケは拡大していくのだ
ということを私は御期待を申し上げ
次第であります。いかがですか。

○堀込説明員 ただいまの正示先生の
御質問でござい、ます。私もさうい
うにしても宅地の急速な計画的な造成
が必要だといふ建設省の方針には全
面的に賛成でござい、まして、ただいまの
宅地債券を住宅公庫の場合は九億圓、
公庫の場合は十億圓が組んであるわけ

であります。それを除きました一般
の財源の資金におきまして、住宅金
融公庫の場合には三十七年度の四十九
億圓から約七十五億圓といふことで、
相当な増額をしておるわけでありま
す。それから公庫の場合では三十七年
度の百十六億圓を百七十九億圓とい
ふことで、これもまた五割以上の増額
であります。御承知のように財投全般は二
・六割の増加でござい、ます。けれど
も、それを上回るような一般の財政資
金も重点的に投入するといふ方針を
とつております。それに従ひまして、
御趣旨のような制度を繰り込みまし
て、その分はさらに事業を拡大する
といふことで考へておるわけであり
ます。この点先生のおっしゃるような御
趣旨で本年度の財投は組んでおるとい
うつもりであります。将来におきま
しても、ただいまお話がありましたよう
な点は、われわれとしても、技術的な
限界、財政の負担の限界、いろいろあ
るうかと思ひますけれども、方向とし
てはそういう方向で今後も財投の編成
をきめていきたいといふふうに考へ
ております。

○正示委員 これは十九億といふは
んとうにささやかなものであります。か
ら、今のようないふことで大へん両方よく
考へていただいたわけですが、負担力
のない人たちに大いに宅地のワケを
広げ、また住宅資金のワケを広げる場
合は、さつき言つたように、宅地を分譲
する場合も倍率がぐつと下がつてくる。
そうすると射幸心をそそるようなこ
とがなくなつてくる。そしてことしの
案は半額までは宅地債券を持つても
らいたいといふことなのだが、負担力
のない人には、半額でなくとも三分の一

でも四分の一でもいい、とにかく意欲を持って宅地債券を持つような人にはけりなことに、優先的に宅地を分譲していくというより、なことで、将来だんだんそのところまでのレベルを下げて、そしてどこまでも合理的な生活設計、蓄積というふうなことに努力する者が当然国の施策によつてまず優先的に保護されていく、こういうふうなことを大蔵省に親切に考えていただきたいということを、この際要望を申し上げるわけでありま

それから特別金融課長に伺います
が、今回のこの宅地債券を積み立てて
いく際に、住宅金融公庫及び住宅公団
のいわば窓口となる受託銀行というこ
とを考えておるわけですが、こ
れはどういう銀行を大蔵省としては考
えておりますか、その点を一つお伺い
いたします。

○新保説明員 受託銀行をどこにするかということは今検討中でございますが、方向としましては、債券発行の経験が深くて不動産業務等にも通曉しておる銀行を選定いたしたい。法規上公庫なり公団なりがおきめ願つて、こちらの方で認可をするという建前になっておりますので、公庫、公団とよく相談をしてきめたいと思います。

○正示委員　今の問題は、ことしは全体のワクも小さいからあれですが、将来はやはり相当ふえていくことを前提にして、またさつき申し上げたように、ことしは割合着実にやつていくという意味で半額というよりなことを考えておりますが、将来はやはりぐつとその割合を下げていくということもあわせて研究していただきたい。そういう意味から金融機関の窓口というも

のもことしは手がたく今おっしゃたような基準で選んでいただくこともいいが、将来はもっと広くずっと金融機関にこういうことも扱わせることもあわせて研究していただきたい。それで宅地債券をよく一般のジャーナリズムは電話債券と比較するのですが、とんでもないことだと思ふ。電話債券は蓄積寛欲というよりなものとしかかわりはないのです。宅地債券こそは、きちんときちんと一定の目標、生活設計を目標として合理的に蓄積していく、こういう制度でありますから、きよりは親愛なる後輩の三君を呼び出して悪かったが、特に税制の面ではもっと研究してほしいと私は思う。その点はさらによくお考え願いたいということを最後に要望いたします。

さて副大臣に總括的に伺いたいのですが、私は今回の宅地債券の構想は、冒頭申し上げたような、一石三鳥のまことによき河野・松澤ラインの建設行政を打ち出されたものとして満腔の賛辞を呈するのでありますが、さて建設省の公共投資、社会資本の充実に面においてはまだまだやるべきことがたくさんあります。これは申し上げるまでもございせん。ベッド・タウンの造成、新産業都市の建設、全く切りがないものだと思うのであります。しかも戦争によってみじんに理想、希望というものを持ち碎かれた日本国民は、貯蓄意欲は世界一高いのでございますけれども、しかし、何かしら貯蓄をするときにはあの戦争中のにがい経験を忘れ切ることができません。そこで若い人たちには、しっかりと貯蓄意欲を持たすためには、しっかりと手に握って間違いないという目標を与えることが、私は

大事だと思ふ。そういう意味で宅地債券というものがそういう貯蓄意欲を呼び起こす非常によき刺激になったと思ひます。そこで、これから新しい国づくりをやつていく場合に、ぜひこういう構想、一般の方々に魅力のあるものは取り上げて具現していただくかなければ

え得られることは、新しい町ができていく際、そこにはプロパンガスはあるけれども、まだ、せんとびねったら出てくる都市ガスはないという場合に、ガス会社もなかなか資金がないのですね。そこでそれじゃ一つ皆さんで積み立ててガス債券をお買いになりますか、それが一定の規模になったら都市ガスを引いてあげましょう、これは私は考えられることだと思っております。もう一つ屎尿処理ということが、これからの日本の大きな問題なのでございます。これから夏に向かってだんだん暖かくなってきました、屎尿処理というのはますます頭の痛い問題になって参ります。そこで水洗便所をつくる。これも公共でつくるのでありますが、どうも資金が足りない。それじゃそういうものの債券を発行いたしまして、これも受益者に一度に買わすということはなかなかむずかしいから、一定の年限の間にみんなが債券を引き受けていて、ある程度に達したところで、それを元手にして新しい環境衛生施設をつくっていくということも考えられるのじゃないだろうか、こういうようなことが今度の宅地債券を契機にいたしましたいろいろな出てくると思うのでありますが、松澤政務次官はその点についてどういうふうにお考えでありますか。幸いにして御賛成を得られるなら

大へんけっこうと思うのであります。

○松澤政府委員　せっかく御質問を受
けましたので、今の御質問に御答弁由
し上げる前に一言だけ、先ほどの、今
後の住宅問題に対して建設省はどうい
うふうに考えておるかということに対
して申し上げてみたいと思います。

御承知のように、今日における住宅関係というのは、ちょうど正示委員が理財局長に御赴任になった前後に、昭和三十三年に基本の問題が打ち出されて、当時私が党における建設部会の方の関係をもやっておりますが、当時は、御承知のように、たしか不足数といまして三百三十七万戸ぐらいが、建設省の見方としては住宅統計から見まして最も妥当な統計数字じゃないか。ところが、不幸にして、当時の大蔵御当局の方のものの見方は、たしか三百十二万戸だか十八万戸というふうなことでございましたが、ようやくわれわれの方の御意向もくんでいただきました、三百三十七戸を基準にいたしましたして、三十六年度から向こう十カ年にわたりまして一千戸の戸数をつくることに完全に住宅不足を補うことができる、こういうふうなことで出発いたしました。上半期と申しますか、前五カ年といいますか、これは約四百万戸を基本にしてそうして検討を加えていこう、こういうわけで、政府施策住宅関係及び民間自力関係というものを合わせてこの程度に持っていこうという目途のもとに、今日まで参りました。そして三十八年度におきましては、これまた御承知のように、民間関係の五十万戸を入れます、政府関係においては二十八万七千戸というふうなもので、計七十八万七千戸を

目途にし、他は自力の五十万戸、こういうものを入れての計算が出て参つておるわけであります。従つて、今までの総合計をいたしますと、自來三年間になることに相なりますが、二百二十一万戸というものがこれによってできてくる、こういうことになるわけであります。残りの百八十何万戸というものは四十年程度までにつくらなければならぬ、こういうわけで、それから四十年からきつかけにいたしまして四十五年までに残りをつくることにおいて、たとえば先ほどのお話のような新しい世帯を持ったもの、あるいは老朽の家屋でこれを補わなければならぬ、こういうふうなものを入れましても、最後の一、二年というところは十分なる余裕を見て、そうして持つていくところになる、こういう計画のもとに今日進めておるわけであります。この段階は、私申し上げるまでもなく、住宅の統計なりその他の統計によつて、一応三十八年度中に改訂を加えるといった道路、河川とはまたおのずから違ひまして、幸いにしてこの方は、改訂まで加えずとも今の目途のもとにいくのじゃないか。ただ、世論なりあるいはまた時によつては野党の諸君から御質問を受けるのは、政府が責任を持つてなしているところの二十八万七千戸の方はかりにいいとしたしまして、自力關係における五十万戸はその通りにいつているか、これが過去から今日に至る、また将来にわたり御質問を受ける重点になつております。従つて、政府の立場からいいますと、建設省の立場からいたしますと、二十八万七千戸の政府

まして、租税公課の特例という条文がございまして、その生活保護にかかる給付金、失業保険金、そういうものを基準としては租税公課を課することができないというような条文を設けておるといふ法律形態もございます。ただ中には別の法律の附則におきまして、改正法の附則におきまして、たとえば租税特別措置法でございましてとか、いわゆる税法であります、税法の一部改正を他の法律の附則において、改正法の附則で行なうという道もございます。その場合におきましては、もちろん税制関係でございしますので、国会といたしましては大蔵委員会の所管という問題もございますが、法律の形態といたしましてはそういうような形態はないわけではございません、こう申し

上げたわけでございます。
○新保説明員 先ほど証券会社を入れることはできないかというお尋ねがございました。これは結論から申し上げますとできないのでございまして、この宅地債券と性質はちよつと違いますけれども、証券業界と金融機関の業務分野という、非常に昔からの問題がございまして、証券取引法四十五条というのがございます。証券業者はこゝまで、金融機関はこういうことができるのだ、こういうふうに限界がきまつておるわけでございまして、こういったものの扱いはほかの債券につきましても、同じように銀行と信託会社、こういうふうにきまつておりますので、証券業者を入れることはむずかしいと思います。
○福永委員長 次会は三月十三日水曜日午前十時理事会、十時三十分より委員

員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十六分散会

〔参照〕

土地区画整理法の一部を改正する法律案（内閣提出第八四号）に関する報告書

共同溝の整備等に関する特別措置法案（内閣提出第九〇号）に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕